

ETFの呼値の単位の適正化等に伴う「業務規程」等の一部改正について

2021年9月13日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「業務規程」等の一部改正を行います（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、投資家がETFの取引において支払う執行コストを低減させ、もってETFを利用した投資の利便性を向上させるために、ETFについて、原則として全銘柄にTOPIX100構成銘柄に適用される呼値の単位を適用する見直し等を行うことに伴い、所要の対応を行うことによるものです。

II. 改正概要

1. ETFの呼値の単位の適正化

- ・ETFについて、原則として全銘柄にTOPIX100構成銘柄に適用される呼値の単位を適用します。
- ・ただし、売買単位が1口かつ一定の価格を下回るETFの銘柄については、売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となることを避けるため、TOPIX100構成銘柄以外の銘柄に適用される呼値の単位を適用します。

2. ETFの繰上償還の定めに関する規制

(1) 上場審査基準

- ・新規上場申請銘柄であるETFについて、投資信託約款に指標の値又は基準額の変動を条件とした繰上償還の定めがないことを求めます。

(2) 上場廃止基準

- ・投資信託約款に指標の値又は基準額の変動を条件とした繰上償還の定めが設けられた場合に、当該ETFの上場を廃止します。

(備考)

- ・業務規程第14条

- ・ETFに関する有価証券上場規程の特例第7条
- ・ETFに関する有価証券上場規程の特例第14条

III. 施行日

- ・1. に関しては、2021年10月29日以後の当取引所が定める日から施行します。
- ・2. (1) に関しては、2021年10月29日から施行します。
- ・2. (2) に関しては、施行日以後に当該内容の投資信託約款等の変更の決定がなされた場合の当該上場ETFから適用します。

以上